

COMMUNICATION SHEET (決裁申請・指示・通達・報告・連絡)

2018年1月24日

宛先 被保険者各位	件名 税制改正による医療費控除の 申告等について	コピー配布先 i-community及び当健保HPに 掲示 健保発：第30-2号
--------------	--------------------------------	---

掲題の件に伴い、当組合からの所要事項についてお知らせいたします。

なお、この案内には、電子申告（e-Tax）を利用する場合の要領については記述しておりませんので（必要に応じ）国税庁のホームページ等をご参照ください。

i-communityが閲覧できないメンバーがいるマネージャーは、本文書を印刷の上、該当メンバーにご周知くださるようお願いいたします。

1. 平成29年分からの変更点

①セルフメディケーション税制が新設され、通常（従来）の医療費控除との選択適用（いずれか一方を選択して適用を受けること）になりました。

②通常（従来）の医療費控除を受ける場合に、平成28年分までは確定申告書に領収書を添付していましたが、平成29年分からはそれに替え、申告者が作成する「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、この明細書の中の手間を要する「2. 医療費の明細」の部分の記載に替えて、医療保険者が交付する「医療費通知（当組合では「医療費のお知らせ」…2月支払分給与明細と同時配付）」を添付すると、その部分の記入を省略でき、領収書の添付も省略できます。…平成28年分までは、「医療費通知」は領収書の代わりとして認められていませんでした。

※ただし、医療費の領収書（原本）は5年間保存する必要があります…税務署から求められたときは、いつでも提示又は提出しなければなりません。

※「確定申告書」及び「医療費控除の明細書」等の様式は国税庁のホームページでデータを入力し（印刷）作成することができます。また、（手書き用に）様式のみ印刷することもできます。

※平成29年分～平成31年（新元号元年）分の3年間は、（暫定措置として）従来どおりの確定申告書に領収書を添付するやり方も認められています。

2. 平成29年分確定申告書の提出及び納税期間

平成30年2月16日（金）～3月15日（木）

※ただし、税金が戻ってくる還付申告の場合は、平成30年1月1日から5年間（新元号4年12月31日まで）は申告を受け付けてくれます。

3. FAQ（よくある質問とその回答…セルフメディケーション税制を除く）

i.	Q	医療機関等の窓口では、10円未満四捨五入（5円以上切上・5円未満切捨）で自己負担額を支払っています。一方「医療費通知」では、自己負担額は1円単位で1円未満の端数切上となっています。金額が相違するのですが、どちらで申告すべきでしょうか？
	A	「医療費通知」に記載の金額で申告して差し支えありません。本件については、国税庁と厚生労働省で調整済みです。
ii.	Q	平成29年中に柔道整復師を受診したのですが、“医療機関名称”名が“空白”となっています。どうしたらよいですか？

			常務理事	発信部	署事務	長担	当
			堀	伊藤ハム		東井	
				健康保険組合			

	A	保管中の領収書等に基づき、申告者自身でボールペン等で加筆してください。
iii.	Q	添付する「医療費通知」は、コピーでも構いませんか？
	A	必ず、原本を添付してください。
iv.	Q	保険診療外の医療費や市販薬の購入費、交通費等については、どのように申告すればよいですか？
	A	医療費通知に記載されていない医療費等について申告する場合は、領収書等に基づき作成した明細書を申告書に添付していただくことになります。その場合、当該領収書等については、申告者が確定申告期限等から5年間保存する必要があります。
v.	Q	(家族)療養費<償還払いによる現金給付>、(家族)出産育児一時金、(家族)高額療養費等の扱いはどうなりますか？
	A	(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、(家族)高額療養費、高額介護合算療養費などは、「医療費通知」に含まれていませんので、申告者自身が「領収書」や当組合が交付する「給付金決定通知書」等で確認して、実際に負担した額を申告してください。
VI.	Q	還付申告は1月1日～可能とのことですが、「医療費通知」の配付は、もう少し早くなりませんか？
	A	現状の配付時期がほぼ最速です。これより早く申告を行う場合は、前年(平成28年分)以前と同様に領収書を添付して申告してください。ただし、これができるのは暫定措置期間内の平成31年(新元号元年)分までですので、ご注意ください。 【補足】 平成29年分の「医療費通知(当組合では「医療費のお知らせ」)」を調製するには、平成29年12月診療(支払)分まで含める必要がありますが、各医療機関等→社会保険診療報酬支払基金へのレセプト送信が1月10日〆切、その後、支払基金においてレセプト(一次)審査等の処理を行い、2月5日～10日の間に当該組合分へ請求を行う(オンライン)。当該組合においては、医療保険者としてのレセプトの2次点検(当組合は外部委託)を行い、再審査などの手続きを行うため、2月20日ごろがデータ確定の期日となります。

4. 通常(従来)の医療費控除(セルフメディケーション税制ではない)の申告書類イメージ(典型例)

～ 平成 28 年分	(当年分) 確定申告書	医療費集計フォーム (添付任意)	領収書、 家計簿等の写し	(当年分) 源泉徴収票
平成 29 年分 ～	(当年分) 確定申告書	医療費控除の明細書 (新設、必須)	医療費通知、 家計簿等の写し	(当年分) 源泉徴収票

5. 【参考】セルフメディケーション税制（新設）と通常（従来）の医療費控除の比較（抄）

事項	通常（従来）の医療費控除	セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）	補足
控除方式	所得控除	（同左）	
所得控除額	実際に支払った医療費の合計額 —（マイナス） 保険金などで補填される金額（生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・療養費（現金給付分）・出産育児一時金など） —（マイナス） 10万円 （その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額） ≪控除額の最高＝200万円≫	特定一般用医薬品等購入費 —（マイナス） 保険金などで補填される金額 —（マイナス） 1万2千円 ≪控除額の最高＝8万8千円≫	税額控除ではないため、各申告者の所得控除後の金額により、還付される税額は異なる。
控除の対象となる医療費等の要件	自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費※を支払った場合	
控除の対象となる医療費等の例	国税庁のホームページの該当サイト https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1122.htm を参照	国税庁のホームページの該当サイト https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1132.htm を参照	
適用期間	昭和25年分～現在（制度の変更5回）、制度継続見込	2017年1月1日から2021年12月31日まで（平成29年分～新元号3年分）の5年間	
確定申告の要否	要	（同左）	

※特定一般用医薬品の該当品目についての詳細は、厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> を参照してください。

6. その他

①電子ファイルによる「医療費通知」の提供

国税庁のホームページにある「確定申告書作成コーナー」のサイトには、医療保険者が提供する電子データを読み込んで入力することが可能ですが、当組合では電子データによる「医療費通知」の提供は行っていませんのであしからずご了承ください。

②医療費控除について詳しくお知りになりたい場合

国税庁のホームページ：ホーム＞税について調べる＞タックスアンサー＞所得税＞給与所得者と還付申告＞No. 1120 医療費を支払ったとき（医療費控除） <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm> をご参照ください。

税制についての詳細は、住所地を管轄する税務署等にご照会ください。

③本件に対してのお問い合わせ先

伊藤ハム健康保険組合

T E L : 0798-67-1665 / 西宮内線 : 5500

担当：堀、東井

以上